

(公印省略)
学字第35-75号
令和4年1月12日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部

私学・子育て支援課長 廣田 暢実

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒レベル
及び要請について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

さて、令和4年1月11日（火）に開催しました、第72回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（1月12日（水）以降）を行うことを決定しました。

それに基づき、行動基準の警戒レベルを1月12日から「警戒レベル2」に引き上げることとなりました。なお、今回の警戒レベル引き上げにより、通常保育等への対応が変わるわけではありません。

実施期間は、令和4年1月12日（水）から1月25日（火）までとなります。

各市町村におかれましては、貴管内の保育所、認定こども園、放課後児童クラブに対し、再度、下記事項に留意し、適切な感染拡大防止対策を講じるよう御指導をお願いいたします。また、県保健福祉事務所や市町村衛生担当部局と連携を図りながら、適切に御対応いただきますよう併せてお願いいたします。

なお、令和3年4月23日付け厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」により、保育所、放課後児童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所とされています。ただし、地域の状況に応じ、登園自粛要請等の御対応をお願いいたします。

記

○管内保育所等の園児・児童・職員に感染者・濃厚接触者が疑われる場合

地域を所管する保健所（県保健福祉事務所）に連絡・相談をお願いします。

○管内保育所等の園児・児童・職員の感染が判明した場合

地域を所管する保健所（県保健福祉事務所）が行う感染症法に基づく、積極的疫学調査等に協力するよう管内保育所等に周知をお願いします。

○管内保育所等に臨時休園等を要請した場合

臨時休園とした場合でも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、子どもを少人数に分け、小規模で保育を行うなど、必要に応じて対応の検討を

お願いします。

○管内保育所等に従事する職員の方へのお願い

これまでも十分に感染防止に取り組んでおられるところですが、改めて別紙の点に留意していただくように周知をお願いします。

※ 群馬県緊急事態措置に基づく要請についての詳細は、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県の緊急事態措置（1月12日（水）以降の措置）」を御確認ください。

また、最新の県内感染状況については、県 Web ページ「新型コロナウイルス感染症対策サイト」、「新型コロナウイルス感染症まとめページ」等を御覧ください。

事務担当：子育て支援係・保育係

T E L：027-226-2622（子育て支援係）

027-226-2626（保育係）

別紙

保育所等に従事する職員の方へのお願い

1. 一般的な感染症対策（手洗い等により手指を清潔に保つ、手で目・鼻・口を触らない、室内の定期的な換気など）を行ってください。
2. 健康管理（十分な睡眠・休養、栄養バランスのよい食事、適度な運動など）を心がけてください。
3. 出勤前に各自で体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られる場合には、出勤をしないことを徹底してください。
4. 感染経路を明らかにするとともに、濃厚接触者の把握及び健康観察を行うため、行動記録の作成をお願いします。
5. 感染を疑うようなことがあれば、ためらわずに、かかりつけ医や群馬県受診・相談コールセンターに相談してください。
6. 県内における市中感染が広がっておりますので、外出の際には、外出先の感染防止対策の実施状況を確認いただく等の対応をしてください。
7. 県外への移動は、十分注意してください。特に国の緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象都道府県への不要不急の往来は慎重に判断してください。
(1/9～：広島県、山口県、沖縄県)
8. 新型コロナワクチンは、接種後に副反応が起きることがありますが、新型コロナの発症と重症化を予防する高い有効性が認められています。ぜひ積極的に接種をご検討ください。
※接種は強制ではなく、本人の自由です。
9. 着用するマスクは、可能な限り防御効果の高い不織布マスクを使用してください。
10. 友人、知人を招いてのホームパーティーや大人数での会食、飲み会は感染リスクが高まることから慎重に判断してください。